

茅ヶ崎リハビリテーション専門学校

第4章 教育課程等

(学科目及び履修単位数、授業時間数)

第9条 学科目、履修単位数及び授業時間数は、別表1,2,3のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学科が定める時間の授業をもって1単位とする。但し、理学療法学科及び作業療法学科の臨床実習については、45時間、言語聴覚学科の臨床実習については、40時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 1つの授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち2つ以上の方法の併用により行なう場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学科の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位認定)

第26条 単位認定については、学科目ごとに試験を行い、その結果により認定する。

- 2 各科目の欠席時間が出席すべき時間の3分の1(実習は5分の1)を超える者は当該科目の試験を受ける資格を喪失する。
- 3 単位認定の基準については、別に定める。